

議案第59号

すみだ女性センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ女性センター条例の一部を改正する条例

すみだ女性センター条例（平成2年墨田区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「の使用」を「を使用すること」に改める。

第12条中「又は」を「、又は」に改める。

別表ホールの項中「4,600円」を「5,000円」に、「5,400円」を「5,900円」に改め、同表第一会議室の項から和室の項までの規定中「2,000円」を「2,200円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同表付記5中「4」を「付記4」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定する必要がある。